

各都道府県介護保険担当課 御中

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

- 「訪問通所サービスの区分支給限度額の短期入所サービスの利用限度日数への振替えに係る医療費控除の適用について」の一部訂正について

(合計 本紙含め5枚)

vol. 91

平成12年11月17日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく  
お願いいたします。

事 務 連 絡  
平成12年11月17日

各都道府県介護保険担当課 御中

厚生省老人保健福祉局振興課

介護保険最新情報v.01.90掲載通知の一部訂正について

平成12年11月16日付けの介護保険最新情報v.01.90に掲載した厚生省老人保健福祉局振興課長通知（老振第74号）につきまして、下記のとおり一部訂正がありますので、お詫びいたしますとともに、差し替え等適切に処置いただきますようお願いいたします。

なお、別添の通知（老振第74号）は、下記の訂正を行った後のものです。

記

- 「2 受領委任方式で振替措置を行う市（区）町村における場合」の（4）について、次のとおり訂正する。

（誤）

- ・ 受領委任分 →
- ・ 国民健康保険団体連合会 →

（正）

- 保険給付分（受領委任分）
- 市（区）町村

- 「2 受領委任方式で振替措置を行う市（区）町村における場合」の（5）について、次のとおり訂正する。

（誤）

- ・ 受領委任分 →

（正）

- 保険給付分（受領委任分）



老 振 第 7 4 号  
平成12年11月16日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局振興課長

訪問通所サービスの区分支給限度額の短期入所サービスの利用限度日数への振替えに係る医療費控除の適用について

訪問通所サービスの区分支給限度基準額の、短期入所サービスの利用限度日数への振替え（以下「振替措置」という。）については、平成12年3月24日厚生省告示第93号が公布されたところであり、当該振替措置に係る短期入所サービスに係る自己負担額についても、国税庁への照会文書（平成12年6月1日老発第508号及び老発第509号）及び国税庁からの回答文書（平成12年6月8日課所4-8及び課所4-10）の要件を満たす場合は、医療費控除の対象となるものである。

当該振替措置については、原則として償還払いの扱いであるため（市（区）町村において受領委任方式を採用する場合を除く）、短期入所サービス事業者が、利用者からその費用の支払いを受ける際に発行する領収証では、保険対象分に係る利用者負担額を記載できないこと等の特別な事情がある。

このため、利用者が医療費控除を受けるための確定申告の際の便宜等を考慮して、償還払い又は受領委任方式の別に応じ下記のように扱うことが適当と考えられるので、貴都道府県内市（区）町村、居宅介護支援事業者、短期入所生活介護事業者等に対する周知方を願います。

#### 記

#### 1 償還払いで振替措置を行う市（区）町村における場合

- (1) 利用者は、振替措置の利用承認を市（区）町村に申請する段階で、居宅介護支援事業者に対し、当該短期入所生活介護の利用を含めた居宅サービス計画を作成するように依頼する。
- (2) 居宅介護支援事業者は、振替措置に係る市（区）町村の確認を得た上で、当該短期入所生活介護を含む居宅サービス計画を作成する。  
なお、振替え分は、居宅サービス計画に位置付けても現物給付の扱いにならないので、振替え分は法定限度日数分と区分して、居宅サービス計画に記載する。
- (3) 利用者は、振替措置による短期入所生活介護を利用する時に、居宅サービス計

画を短期入所生活介護事業者に提示する。

- (4) 短期入所生活介護事業者は、他のサービスの利用状況等を確認すること。ただし、居宅介護支援事業者が、当該振替措置を記載した居宅サービス計画を、短期入所生活介護事業者へ連絡した場合は、利用者は居宅サービス計画を提示する必要はない。
- (5) 利用者は、振替措置により利用可能となった範囲内で短期入所生活介護を利用し、短期入所生活介護事業者に当該短期入所生活介護の利用に係る費用の全額を支払う。
- (6) 短期入所生活介護事業者は、法定分の短期入所生活介護に係る領収証とは別に、別添様式例1の領収証※（振替措置費用の全額が記載されたもの）及びサービス提供証明書を交付する。  
※ 当該振替措置に係る短期入所生活介護が訪問看護等の居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護をいう。以下同じ。）とともに居宅サービス計画に位置付けられているために、保険給付の対象となれば医療費控除の対象となる旨の証明を兼ねるもの。  
したがって、居宅サービス計画に訪問看護等の居宅サービスが位置付けられていない場合は、本様式による領収証を発行する必要はない。
- (7) 利用者は、振替措置に係る給付の償還払い請求を、申請書、領収証、サービス提供証明書及び被保険者証とともに、市（区）町村に提出する。
- (8) 市（区）町村は支給決定を行い、支給額を明記した振替措置決定通知書を交付する。
- (9) 利用者は、医療費控除を受ける場合、確定申告書に振替措置に係る領収証と振替措置決定通知書を添付するか、又は確定申告の際に提示する。

## 2 受領委任方式で振替措置を行う市（区）町村における場合

- (1) 振替利用を行うまでの手続きについては、上記1の(1)、(2)、(3)、(4)と同様である。
- (2) 利用者は、振替措置により利用可能な範囲内で短期入所生活介護を利用し、短期入所生活介護事業者に、当該振替措置に係る保険給付分（受領委任分）を控除した利用者負担額を支払う。
- (3) 短期入所生活介護事業者は、法定分の短期入所サービスに係る領収証とは別に、利用者から支払いを受けた振替措置に係る利用者負担額が明記された領収証及びサービス提供証明書を交付する。
- (4) 短期入所生活介護事業者は、保険給付分（受領委任分）について市（区）町村に報酬請求を行う。
- (5) 市（区）町村は、支給決定を行い、短期入所生活介護事業者に保険給付分（受領委任分）を支払う。
- (6) 短期入所生活介護事業者は、利用者からの求めに応じ、当該振替措置に係る短

期入所生活介護のうち訪問看護等の居宅サービスとともに居宅サービス計画に位置付けられ、かつ、保険給付の対象であるサービス利用について、別添様式例2の振替措置に係る短期入所サービス利用証明書を利用者に発行する。

(7) 利用者は、医療費控除を受ける場合、確定申告書に振替措置に係る領収証と振替措置に係る短期入所サービス証明書を添付するか、又は確定申告の際に提示する。